

## さ - び す と う り よ う け い か く あ ん て い し ゅ つ ～サービス等利用計画案の提出について～

しょうがいふくし さ - び す ちいきそうだしえん りょう ばあい さ - び す と う  
障 害 福 祉 サ ー ビ ス や 地 域 相 談 支 援 を 利 用 す る 場 合 に は 「 サ ー ビ ス 等  
りょうけいかくあん い か けいかくあん さくせい  
利用計画案」(以下、これらを「計画案」といいます。)を作成いただくこ  
とが必要となります。

くやくしょ けいかくあん さんこう しきゅうけつてい けいかくあん  
区役所では、これらの計画案を参考に支給決定しますので、計画案をご  
ていしゆつ  
提出ください。

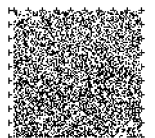
### 1 けいかくあん さくせい ひつよう かた 計画案の作成が必要な方

- すべ しょうがいふくし さ - び す また ちいきそうだしえん しきゅうしんせい おこな かた  
・ 全ての 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 又 は 地 域 相 談 支 援 の 支 給 申 請 を 行 っ た 方 が  
たいしよう ついかしんせい こうしんしんせい  
対象となります(サービスの追加申請や更新申請も含まれます)。

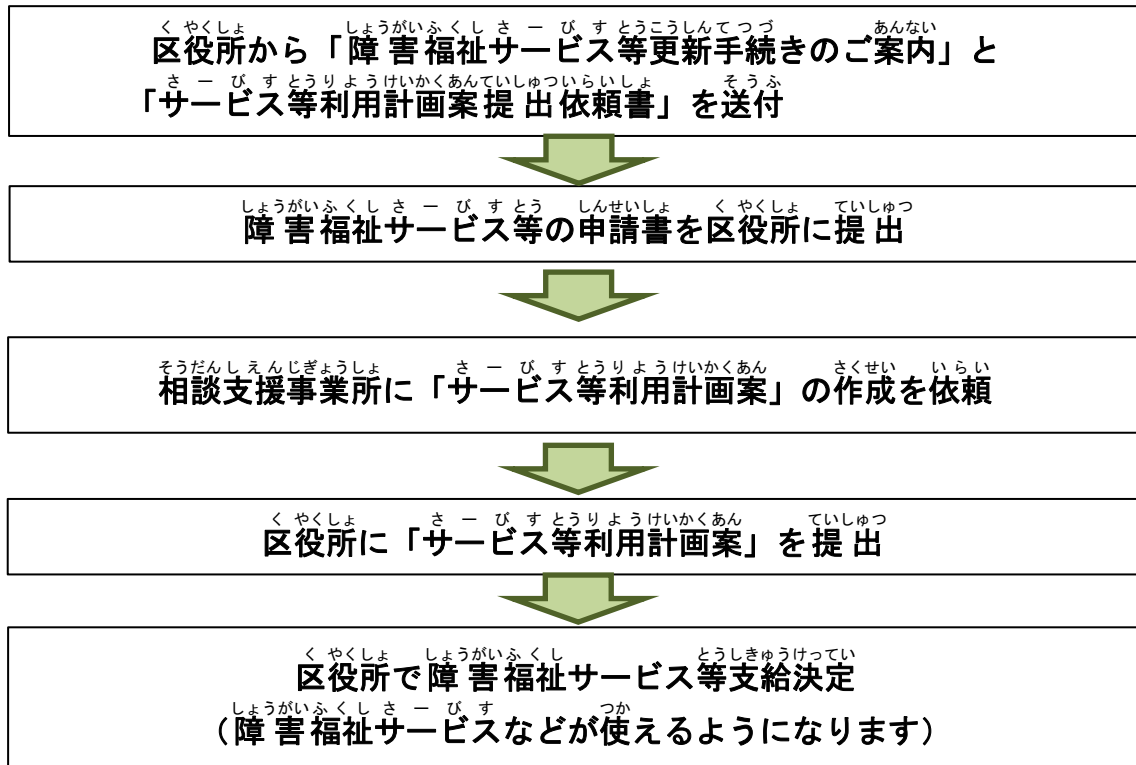
### 2 けいかくあん さくせい 計画案の作成

- へいせい がつ けいか そち しゅうりょう ほうりつ きてい けいかくあん  
・ 平成 2 7 年 3 月 に 経 過 措 置 が 終 了 し た た め 、 法 律 の 規 定 に よ り 、 計 画 案  
ていしゆつ げんそく  
を 提 出 し て い た だ く こ と が 原 則 と な り ま す 。
- けいかくあん そうだしえんじぎょうしょ さくせい そうだしえんじぎょうしょ  
・ 計画案は「相談支援事業所」が作成しますので、もよりの相談支援事業所  
さくせい いらい  
に作成を依頼してください。
- そうだしえんじぎょうしょ しょう かた かぞく よ そ そうごうてき えんじょ  
・ 「相談支援事業所」は、障 がいのある方とご家族に寄り添い、総合的な援助  
ほうしん かいけつ かだい ふ もっと てきせつ くみあ  
方針や解決すべき課題を踏まえ、最 も適切なサービスの組み合わせなどに  
けんとう ていあん しょう かた いしけつてい しえん  
ついて検討し、ご提案するとともに、障 がいのある方の意思決定の支援  
おこな  
を行います。
- しょう かた ほんにん いし きぼう ばあい そうだしえんじぎょうしょ み  
・ 障 がいのある方ご本人の意思で希望する場合または相談支援事業所が見  
ばあい ていしゆつ くやくしょへ  
つからない場合は、セルフプランを提出することもできます(区役所へ  
そうだん  
ご相談ください)。

りめん つづ  
(裏面に続きます)



### 3 サービス利用までの流れ



### 4 Q&A

Q 相談支援事業所に計画案作成をお願いしたら費用はかかりますか。

A 計画案の作成にかかる費用は、札幌市から相談支援事業所に直接支払いますので、利用者が費用を負担することはありません。

Q 提出期限までに計画案を提出できない場合はどうなるのですか。

A 計画案は、支給決定の際の参考となる資料ですので、期限までに提出されなかった場合、サービス利用の開始が遅れてしまうことがあります。計画案の提出が遅れそうな場合は個別に区役所へご相談ください。

Q 提出した計画案どおりに支給決定されるのですか。

A 区役所では、計画案のほか、障害支援区分やサービスの利用意向なども踏まえて支給決定しますので、必ずしも計画案どおりとはならない場合もあります。

Q サービス利用開始後に計画を見直す機会はありますか。

A 相談支援事業所が計画案を作成した場合は、サービス利用開始後も相談員が定期的にご自宅などを訪問します。サービスの利用状況を確認し(モニタリング)、必要に応じて計画の見直しなどを行います。

